

平成22年11月

滋賀県議会定例会議案

(その1)

目 次

		頁
議第130号	平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）	1
議第131号	平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	7
議第132号	滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	9
議第133号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案	11
議第134号	琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案	13
議第135号	滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案	14
議第136号	滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	15
議第137号	滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	16
議第138号	滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案	17
議第139号	滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例案	18
議第140号	滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	19
議第141号	契約の締結につき議決を求めることについて（葉山川広域河川改修事業国道1号横過部工事）	21
議第142号	財産の処分につき議決を求めることについて	22
議第143号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール）	23
議第144号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（しが県民芸術創造館および滋賀県立文化産業交流会館）	24
議第145号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区（矢橋帰帆島公園を除く。）および東北部処理区に限る。））	25
議第146号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道（矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に限る。））	26
議第147号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務を除く。））	27
議第148号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。））	28

議第149号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立信楽学園）	29
議第150号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立びわ湖こどもの国）	30
議第151号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立障害者福祉センター）	31
議第152号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立むれやま荘）	32
議第153号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立視覚障害者センター）	33
議第154号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立聴覚障害者センター）	34
議第155号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘）	35
議第156号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立陶芸の森）	36
議第157号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県営都市公園（奥びわスポーツの森に限る。））	37
議第158号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立安土城考古博物館）	38
議第159号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館に限る。））	39
議第160号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立スポーツ会館）	40
議第161号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立アイスアリーナ）	41
議第162号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立琵琶湖漕艇場）	42
議第163号	大戸川ダムの建設に関する基本計画の廃止について意見を述べることにつき議決を求めることについて	43
議第164号	天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて	44
議第165号	淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて	45
議第166号	高山ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて	46

議第167号	青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることに つき議決を求めることについて.....	47
議第168号	正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じる ことにつき議決を求めることについて.....	48
議第169号	琵琶湖開発施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じるこ とにつき議決を求めることについて.....	49
議第170号	日吉ダム施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を 求めることについて.....	50
議第171号	湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定につき同意を求める ことについて.....	51
議第172号	平成23年度において発売する当せん金付証票の発売総額につき議決を 求めることについて.....	53

一般会計補正予算

議第130号

平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）

平成22年度滋賀県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,518,443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 501,692,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加および変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方交付税		千円 107,300,000	千円 65,004	千円 107,365,004
	1 地方交付税	107,300,000	65,004	107,365,004
10 国庫支出金		51,104,907	1,163,000	52,267,907
	1 国庫負担金	35,031,011	99,000	35,130,011
	2 国庫補助金	13,630,383	1,064,000	14,694,383
11 財産収入		4,509,301	1,070	4,510,371
	1 財産運用収入	847,900	1,070	848,970
13 繰入金		28,210,761	35,169	28,245,930
	2 基金繰入金	25,895,497	35,169	25,930,666
16 県債		98,037,300	254,200	98,291,500
	1 県債	98,037,300	254,200	98,291,500
歳入合計		500,174,014	1,518,443	501,692,457
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 総務費		千円 25,696,710	千円 7,280	千円 25,703,990
	1 総務管理費	13,271,071	7,280	13,278,351
5 琵琶湖環境費		19,365,053	66,246	19,431,299
	3 下水道費	3,545,369	4,200	3,549,569
	4 森林林業費	9,643,788	62,046	9,705,834

款	項	補正前の額	補正額	計
6 健康福祉費		千円 78,614,666	千円 153,223	千円 78,767,889
	1 社会福祉費	36,012,978	153,223	36,166,201
7 商工観光労働費		31,339,067	884,970	32,224,037
	4 労政費	3,807,436	884,970	4,692,406
9 土木交通費		47,084,883	406,724	47,491,607
	1 土木交通管理費	7,225,344	33,000	7,258,344
	2 道路橋りょう費	24,504,881	296,442	24,801,323
	3 河川費	7,594,791	77,282	7,672,073
歳出合計		500,174,014	1,518,443	501,692,457

第2表 債務負担行為補正

追加

番号	事項	期間	限度額
107	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	4,594,000千円
108	しが県民芸術創造館および滋賀 県立文化産業交流会館管理運営 委託	平成23年度から 平成25年度まで	1,073,100千円
109	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具に関する業務を除 く。)管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	569,569千円
110	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具に関する業務に限 る。)管理運営委託	平成23年度から 平成24年度まで	115,042千円
111	滋賀県立信楽学園管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	508,430千円
112	滋賀県立びわ湖こどもの国管理 運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	324,450千円
113	滋賀県立障害者福祉センター管 理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	751,548千円
114	滋賀県立むれやま荘管理運営委 託	平成23年度から 平成27年度まで	438,415千円
115	滋賀県立視覚障害者センター管 理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	207,635千円
116	滋賀県立聴覚障害者センター管 理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	208,583千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
117	滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘管理運営委託	平成23年度から 平成24年度まで	122,320千円
118	福良荘、安土荘、長浜荘およびさつき荘改築等事業費補助等	平成23年度から 平成27年度まで	1,322,712千円
119	日野溪 ^{たに} 園改築等事業費補助	平成23年度から 平成27年度まで	507,326千円
120	滋賀県立陶芸の森管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	844,975千円
121	滋賀県営都市公園(奥びわスポーツの森に限る。)管理運営委託	平成23年度から 平成25年度まで	82,000千円
122	滋賀県立安土城考古博物館管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	643,460千円
123	滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館に限る。)管理運営委託	平成23年度から 平成25年度まで	41,700千円
124	滋賀県立スポーツ会館管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	265,000千円
125	滋賀県立アイスアリーナ管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	137,800千円
126	滋賀県立琵琶湖漕艇場 ^{こい} 管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	145,000千円

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路災害防除事業費	千円 45,600	普通貸借または証券発行	10.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から5年以内据え置き、50年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	45,600			

2 変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
道路改築事業費	千円 782,500	千円 824,000
直轄道路事業費	4,782,200	4,915,500
広域河川改修事業費	1,101,400	1,118,600
直轄河川事業費	367,500	384,100
計	98,037,300	98,245,900

特別会計補正予算

議第131号

平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 債務負担行為補正

追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
13	琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区（矢橋帰帆島公園を除く。）および東北部処理区に限る。）管理運営委託	平成23年度から 平成25年度まで	15,236,000千円
14	琵琶湖流域下水道（矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に限る。）管理運営委託	平成23年度から 平成25年度まで	177,041千円

条 例 案

議第132号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(9)の項中「彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、竜王町、豊郷町、甲良町および多賀町」を「市町（大津市、守山市および米原市を除く。）」に改め、同表(13)の項中「および近江八幡市」を削り、同表(20)の項中「（日野町を除く。）」を削り、同表中(23)の項を削り、(22)の2の項を(23)の項とし、同表(34)の項中「（日野町を除く。）」を削り、同表(35)の項中「（その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに関するものに限る。）」を削り、同項アおよびイを次のように改める。

- | |
|--|
| ア 次に掲げる事務（その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに係るものに限る。）
㊦ 法第4条第1項の規定による指示
㊧ 法第4条第3項の規定による公表
㊨ 法第10条第1項の規定による申出の受理
㊩ 法第10条第2項の規定による調査
㊪ 法第19条第2項の規定による報告の徴収
イ 法第19条第2項の規定による立入検査 |
|--|

別表(35)の項ウおよびエを削り、同項中「（日野町を除く。）」を削り、同表(36)の項を次のように改める。

(36) 削除

別表(45)の2の項中「湖南市」の右に「、高島市」を加え、同表(46)の項および(53)の項中「および近江八幡市」を削り、同表(55)の項中「（近江八幡市を除く。）」を削り、同表(55)の2の項、(56)の項および(59)の2の項中「および近江八幡市」を削り、同表(59)の3の項イ中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同項ニ中「第8条第2項」を「第8条第4項」に改め、同表(67)の項中「近江八幡市および」を削り、同表(68)の項中「彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、東近江市および米原市」を「市（大津市、甲賀市および高島市を除く。）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表中(23)の項を削り、(22)の2の項を(23)の項とする改正規定および同表(59)の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表に規定する事務に係る法令、条例もしくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表に規定する市町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為または当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議第133号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「には」を「には、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、または当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」に、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第8条の見出し中「の種類」を削り、同条本文中「には」を「には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、または当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」に改め、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100

(2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70

(3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

- 3 施行日から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣され、または派遣の期間が更新された職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、または派遣の期間が更新された日における改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項にお

いて「新支給割合」という。)が、これらの日において改正前の第4条第1項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
- (2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
- (3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

議第134号

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則第6項中「この条例の施行後」を「琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成22年滋賀県条例第 号）の施行後」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第135号

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第16号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第136号**滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第19号）の一部**
を次のように改正する。

第2条の表滋賀県立野鳥の森ビジターセンターの項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第137号

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 滋賀県水道用水供給事業

第2条第3項中「滋賀県上水道供給事業」を「滋賀県水道用水供給事業」に、「上水道の」を「水道の」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	給 水 区 域	1 日 の 給 水 能 力
湖 南 水 道	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市（平成17年2月10日現在における愛東町および湖東町の区域を除く。）、日野町、竜王町	198,800 立方メートル

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第138号

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

滋賀県水道用水供給条例（昭和53年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「滋賀県上水道供給事業」を「滋賀県水道用水供給事業」に改める。

第5条第4項の表を次のように改める。

名 称	給 水 区 域	種 別	料 率
湖南水道	草津市、守山市、 栗東市、野洲市、 湖南市	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,270 円
		使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円
	近江八幡市、東近 江市（平成17年2 月10日現在におけ る愛東町および湖 東町の区域を除 く。）、日野町、 竜王町	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,315 円
		使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円
	甲賀市	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 月額 1,679 円
		使用料金	使用水量1立方メートルにつき 27円

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第139号

滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例（昭和51年滋賀県条例第21号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議第140号

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「で個室に客の使用する自動車の車庫が個々に接続し、かつ、次のいずれかに該当する構造設備を有するものを設けて営む営業」を「（客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡しおよび客室のかぎの授受を行う施設を除く。次号において「2号施設」という。）で次のいずれかに該当するものを設けて営むもの」に改め、同号アおよびイを次のように改める。

ア 政令第3条第2項第1号に規定する構造を有する個室を設ける施設で、車庫の出入口を遮へいすることができる扉その他の設備が設けられ、または車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口もしくは階段その他の施設が設けられているもの

イ 政令第3条第2項第2号または第3号に規定する構造を有する個室を設ける施設で、車庫から個室に通ずる専用の通路として用いられる廊下、階段その他の施設（その内部を外部から容易に見通すことができるものを除く。）が設けられているもの

第10条第1号ウを削り、同条第2号中「で同条第3項各号のいずれかに該当する設備を有する個室を設けるものまたは同条第1項第2号に掲げる施設」を「または2号施設」に、「ものを設けて営む営業」を「個室を設けるものを設けて営むもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 政令第5条に規定する営業 県内全域

付 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第141号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 葉山川広域河川改修事業国道1号横過部工事 |
| 2 契約金額 | 1,448,963,250円 |
| 3 契約の相手方 | 大阪府中央区大手前一丁目5番44号
国土交通省近畿地方整備局長 上 総 周 平 |

議第141号 契約の締結につき議決を求めることについて

議第142号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および処分予定価格

- | | |
|----------|------------------|
| 1 財産の種類 | 土地 |
| 2 処分面積 | 28,714.61 平方メートル |
| 3 処分予定価格 | 296,000,000 円 |
| 4 処分の目的 | 普通財産の売却による処分 |

(参 考)

財産の所在地 滋賀県近江八幡市浅小井町
 契約の相手方 滋賀県近江八幡市市井町177番地
 学校法人近江兄弟社学園
 理事長 池 田 健 夫

議第143号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
- 2 指定管理者 滋賀県大津市打出浜15番1号
財団法人びわ湖ホール
会長 高 田 絃 一
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第143号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第144号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 しが県民芸術創造館および滋賀県立文化産業交流会館
- 2 指 定 管 理 者 滋賀県大津市京町三丁目4番22号
 財団法人滋賀県文化振興事業団
 理事長 岸 野 洋
- 3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

議第145号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区（矢橋帰帆島公園を除く。）
および東北部処理区に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地
財団法人滋賀県下水道公社
理事長 中 村 傳一郎
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

議第145号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第146号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琵琶湖流域下水道（矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県草津市矢橋町593番地の1
ひかりグループ
代表者 株式会社光ビルサービス
代表取締役 後 藤 保
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

議第147号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務を除く。）
- 2 指 定 管 理 者 滋賀県草津市笠山七丁目8番138号
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
会長 嶋 川 尚
- 3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第148号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県草津市笠山七丁目8番138号
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
会長 嶋 川 尚
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

議第149号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立信楽学園
- 2 指定管理者 滋賀県大津市京町四丁目3番28号
社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
理事長 北岡賢剛
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第149号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第150号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立びわ湖こどもの国
- 2 指定管理者 滋賀県守山市守山二丁目1番23号
社会福祉法人友愛
理事長 堀 井 隆 彦
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第151号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立障害者福祉センター
- 2 指定管理者 滋賀県草津市笠山八丁目5番130号
財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
会長 岡 本 幸 助
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第152号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立むれやま荘
- 2 指定管理者 滋賀県大津市京町四丁目3番28号
社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
理事長 北 岡 賢 剛
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第153号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立視覚障害者センター
- 2 指定管理者 滋賀県彦根市松原一丁目12番17号
社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会
会長 田 澤 勝 男
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第153号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第155号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘
- 2 指定管理者 滋賀県大津市京町四丁目3番28号
社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
理事長 北 岡 賢 剛
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

議第155号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第156号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立陶芸の森
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市信楽町勅旨2188番地7
財団法人滋賀県陶芸の森
理事長 嘉 田 由 紀 子
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第157号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県営都市公園（奥びわスポーツの森に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県東近江市五個荘竜田町 627 番地 2
特定非営利活動法人 P. P. P. 滋賀・マーメイドグループ
代表者 特定非営利活動法人 P. P. P. 滋賀
理事長 山 村 文 志 郎
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

議第158号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立安土城考古博物館
- 2 指定管理者 滋賀県大津市瀬田南大萱町1732番地の2
財団法人滋賀県文化財保護協会
理事長 森 口 聖
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第159号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館に限る。）
- 2 指定管理者 滋賀県大津市唐橋町23番3号
財団法人滋賀県青年会館
理事長 岩 永 峯 一
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

議第160号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立スポーツ会館
- 2 指定管理者 滋賀県大津市御陵町4番1号
財団法人滋賀県体育協会・日本管財株式会社グループ
代表者 財団法人滋賀県体育協会
会長 國 松 善 次
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第161号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立アイスアリーナ
- 2 指定管理者 滋賀県大津市御陵町4番1号
SLグループ
代表者 財団法人滋賀県体育協会
会長 國 松 善 次
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第161号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第162号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立琵琶湖漕艇場
- 2 指定管理者 滋賀県大津市御陵町4番1号
財団法人滋賀県体育協会・瀬田町漁業協同組合コンソーシアム
代表者 財団法人滋賀県体育協会
会長 國 松 善 次
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議第163号

大戸川ダムの建設に関する基本計画の廃止について意見を述べることにつき議決を求めること
について

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

大戸川ダムの建設に関する基本計画の廃止について意見を述べることにつき議決を求める
ことについて

国土交通大臣から大戸川ダムの建設に関する基本計画の廃止について意見を求められたので、
次のように意見を述べることにつき、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第4項の
規定に基づき、議決を求める。

大戸川ダムの建設に関する基本計画の廃止については、特段の意見はない。

なお、今後、ダム事業により既に多大な影響を受けてきた水源地域が、利水の撤退などダム事
業の変更により不利益を被ることのないよう、適切かつ十分な措置を講じられるよう十分配慮さ
れたい。

議第163号 大戸川ダムの建設に関する基本計画の廃止について意見を述べることにつき議決を求めることについて

議第164号

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

国土交通大臣から天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第4項の規定に基づき、議決を求める。

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更については、特段の意見はない。

なお、今後、特に次の事項について十分配慮されたい。

- 1 天ヶ瀬ダムの建設（再開発）および淀川の河川改修等による放流能力の増強等に応じて、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰操作規則を改正されたい。
- 2 天ヶ瀬ダムの建設（再開発）の工事期間中においても、琵琶湖の高水時における水位低下のための瀬田川洗堰操作に支障のないよう万全を期されたい。
- 3 琵琶湖治水事業の効果が効率的かつ安全に十分機能が発揮されるよう、天ヶ瀬ダム再開発事業、瀬田川および宇治川の改修等の一層の促進を図られたい。

議第165号

淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて
独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政
法人水資源機構理事長から淀川大堰施設管理規程の変更について協議があったので、次のように
協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第
6号の規定に基づき、議決を求める。

淀川大堰施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、国土交通大臣が行う毛馬水門等の利水関連操作との関連において操作を行うに当たり、
特に渇水期において琵琶湖水位の低下をきたさないよう、十分配慮されたい。

議第165号 淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

議第166号

高山ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

高山ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から高山ダムに関する施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

高山ダムに関する施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、高山ダムの操作については、淀川水系河川整備計画において、琵琶湖における水位低下緩和方策として、他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作を検討するとされていることを踏まえ、適切に行われたい。

議第167号

青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、青蓮寺ダムの操作については、淀川水系河川整備計画において、琵琶湖における水位低下緩和方策として、他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作を検討するとされていることを踏まえ、適切に行われたい。

議第167号 青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

議第168号

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、ダム事業により既に多大な影響を受けてきた水源地域が、利水の撤退などダム事業の変更により不利益を被ることのないよう、適切かつ十分な措置を講じられたい。また、丹生ダムについては、早期にダム事業の検証に係る検討を実施されたい。

議第169号

琵琶湖開発施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

琵琶湖開発施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から琵琶湖開発施設に関する施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

琵琶湖開発施設に関する施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、次の事項について、必要な措置を講じられたい。

- 1 琵琶湖開発施設の管理に当たっては、地域の実態に即し適切に行うこと。また、琵琶湖の自然環境に十分配慮すること。
- 2 琵琶湖淀川水系における水資源開発について、今後、維持管理や運用に重点がおかれていくこととなる中で、琵琶湖へ新たな負荷を与えることのないよう、既存施設の有効活用を行うこと。また、近年の気候変動に伴って想定される異常渇水を含む渇水に対する適切な安全の確保に努めること。
- 3 瀬田川洗堰の操作について、淀川水系河川整備計画において、琵琶湖における水位低下緩和方策として、他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作を検討するとされていることを踏まえ、適切な操作を行うこと。
- 4 水位低下による不測の事態が発生した場合には、速やかに所要の対策を行うこと。
- 5 ダム事業により既に多大な影響を受けてきた水源地域が、利水の撤退などダム事業の変更により不利益を被ることのないよう、適切かつ十分な措置を講じること。また、丹生ダムについては、早期にダム事業の検証に係る検討を実施すること。
- 6 琵琶湖淀川流域の住民の水および水源地域に対する意識の高揚を図り、水源地域との連携や上下流の地域交流等にも積極的に取り組むこと。

議第169号 琵琶湖開発施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

議第170号

日吉ダム施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

日吉ダム施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて
独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政
法人水資源機構理事長から日吉ダム施設管理規程の変更について協議があったので、次のように
協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第
6号の規定に基づき、議決を求める。

日吉ダム施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、日吉ダムの操作については、淀川水系河川整備計画において、琵琶湖における水位低下
緩和方策として、他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作を検討するとされているこ
とを踏まえ、適切に行われたい。

議第171号

湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定につき同意を求めることについて
湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画を次のとおり改定することについて、水道法（昭和32年法律第177号）第5条の2第2項の規定に基づき、同意を求めらる。

湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画

1 水道の広域的な整備に関する基本方針

(1) 計画目標

この計画は、計画区域内における水道を広域的に整備し、適正かつ合理的な水道水の利用を図り、将来にわたり県民が等しく安全で安定した給水を得られるための施設整備と管理体制の確立を図ることを目標とする。

(2) 目標年度

この計画の目標年度は、平成27年度とする。

2 広域的水道整備計画の区域に関する事項

(1) 計画区域

計画区域は、次の8市2町とする。

近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市（平成17年2月10日現在における愛東町および湖東町の区域を除く。）、日野町、竜王町

(2) 需要水量と供給水量の見通し

平成27年度における計画区域内の人口は705,300人と推計され、これに必要な水量は1日325,500立方メートルと見込まれる。

この需要水量に対して、供給水量は市町等の自己水源より164,300立方メートル、県営水道用水供給事業より198,800立方メートルの合計363,100立方メートルであり、需要水量に対する供給水量を確保できる見通しである。

3 根幹的水道施設の配置その他の基本的事項

(1) 施設整備に関する事項

ア 水道用水供給事業

滋賀県企業庁は、南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業を統合し、湖南水道用水

供給事業を創設する。

給水区域	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市（平成17年2月10日現在における愛東町および湖東町の区域を除く。）、日野町、竜王町
計画1日最大給水量	198,800立方メートル
水源	琵琶湖および野洲川

(7) 滋賀県企業庁は、事業統合により、浄水場運転管理を吉川浄水場において一元管理するとともに、吉川浄水場、馬渕浄水場および水口浄水場の3浄水場を結ぶ連絡管を利用して、用水の常時相互融通を図る。

(イ) 滋賀県企業庁は、既存基幹施設の耐震化対策を図る。

(ウ) 滋賀県企業庁は、吉川浄水場に自家発電設備を整備し、停電時の対策強化を図る。

イ 上水道事業および簡易水道事業

(7) 市町水道事業者は、水需要に対応した施設の整備を図る。

(イ) 市町水道事業者は、水道事業の財政収支計画および更新計画により、老朽化施設の計画的かつ効率的な更新を図る。

(ウ) 市町水道事業者は、地震等の災害時に備えて、既存基幹施設の耐震化等を地域の実情にあわせて推進する。

(2) 維持管理に関する事項

ア 施設管理

滋賀県企業庁および市町水道事業者は、施設管理水準の向上に努めるとともに、老朽管の布設替え等の漏水防止対策を推進する。

イ 水質管理

滋賀県企業庁および市町水道事業者は、安全でおいしい水を供給するため、水質管理体制の強化を図る。

ウ 危機管理

滋賀県企業庁および市町水道事業者は、危機管理体制の充実を図るとともに、災害時の応援給水や資機材の共同備蓄など、災害時に備えた協力体制の強化を図る。

(3) 財政等に関する事項

滋賀県企業庁は、事業統合により経営の効率化を推進する。

また、市町水道事業者は、経営基盤の弱い簡易水道等について、上水道への統合による経営の一元化を図り、経営基盤の強化に努める。

議第172号

平成23年度において発売する当せん金付証券の発売総額につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成22年11月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成23年度において発売する当せん金付証券の発売総額につき議決を求めることについて
平成23年度において発売する当せん金付証券の発売総額を10,000,000,000円以内とすることに
つき、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき、議決を求める。

（参 考）

全国都道府県および政令指定都市による共同実施の本県発売額 9,088,000,000円以内
京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県および和歌山県ならびにこれらの府県の政令指定都
市による共同実施の本県発売額 912,000,000円以内

議第172号 平成23年度において発売する当せん金付証券の発売総額につき議決を求めることについて